

2日臨技発第56号

令和2年6月12日

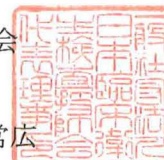
公益社団法人 全日本病院協会

会長 猪口雄二 様

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会

会長職務代行

代表理事副会長 横地 常広



新型コロナウイルス感染症の核酸増幅検査(PCR 等)の研修について並びに
臨床検査技師による新型コロナウイルス感染症の診断を目的とした PCR検査
のための鼻腔・咽頭拭い液の採取に関する研修について (周知のご案内)

謹啓 梅雨の候、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、日臨技の事業活動にご理解とご協力いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と医療提供体制の維持等のため、今般、厚生労働省から、PCR検査並びにPCR検査のための検体採取の研修会(基礎学科、実地研修)を都道府県等と日臨技がそれぞれ実施主体となって開催することとされました。(別添、厚生労働省通知)特に、検体採取の研修会の開催趣旨は、当会が開催している「検体採取等に関する厚生労働省指定講習会」について、病院等の勤務者の3割が未受講者となっていることから、緊急的にPCR検査の検体採取に限った研修会とされ、限定的な「修了書」を交付されることとされました。

つきましては、貴職におかれましても、本研修会の開催趣旨をご了知いただくとともに、会員施設に対して、周知され、臨床検査技師の受講についてご配慮くださるようお願いいたします。

謹白

【研修会の概要】

- 新型コロナウイルス感染症の核酸増幅検査(PCR 等)の研修について
 - ・核酸増幅検査(PCR 等)基礎研修 ⇒日臨技実施主体(日臨技ホームページ上でのweb研修)
 - ・実地研修(実技指導) ⇒都道府県等実施主体(都道府県技師会への委託可)
- 臨床検査技師による新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取に関する研修について
 - ・検体採取の基礎研修 ⇒日臨技実施主体(日臨技ホームページ上でのweb研修)
 - ・実地研修(実技指導) ⇒都道府県等実施主体(都道府県技師会への委託可)

電話 03-5767-5541 FAX03-3768-6722

メールアドレス: jamt@jamt.or.jp

担当専務理事 深澤恵治、事務局 篠崎隆男



（ここに本文の最初の段落が記載されています。内容は非常に淡く、読み取れませんが、一般的に医療行政に関する導入文の構成に従って、背景や目的、関係機関について述べられていると推測されます。）

（ここに本文の中間段落が記載されています。内容は非常に淡く、読み取れませんが、具体的な施策や取り組みについて述べられていると推測されます。）

（ここに本文の最終段落が記載されています。内容は非常に淡く、読み取れませんが、まとめや今後の展望について述べられていると推測されます。）



事務連絡
令和2年5月25日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

感染症発生動向調査事業の活用によるPCR検査の体制強化のための
研修の実施について

新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査については、医師が必要と認める場合に確実に実施されることが重要であり、この件数の増加のため、更なる検査体制の整備が急務となっている。PCR検査については、検査のための鼻腔・咽頭拭い液の検体採取と、採取した検体のPCR検査実施を行う必要があり、検査体制の整備に当たっては、検体採取業務を行うことができる医師、看護職員又は臨床検査技師及びPCR検査業務を行うことができる者（臨床検査技師等）の人材を確保することが重要である。

さらに、検体採取を行う医師、看護職員又は臨床検査技師の確保が困難な場合は、新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取を歯科医師が行うことは、公衆衛生上の観点からやむを得ないものとして、医師法第17条との関係では違法性が阻却され得るものと考えられるとの見解が、別添1の「新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取の歯科医師による実施について」（令和2年4月27日付け厚生労働省医政局医事課及び歯科保健課連名事務連絡）において示されており、歯科医師による新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取に際しては、必要な研修を受講することが示されている。

また、採取した検体のPCR検査業務については、手技の煩雑さから適切な処置を行うために必要な技術習得のための研修を受けることが望ましい。

これらの研修を自治体が開催するに際しては、感染症予防事業費等国庫負担（補助）金（感染症発生動向調査事業）の活用が可能であり、地域の歯科医師会・

臨床検査技師会等に対する各研修の委託など含め実施を検討されたい。なお、各都道府県歯科医師会及び各都道府県臨床検査技師会（以下「地臨技」という。）に実施における協力が得られることとなっており、実施に当たっては、あらかじめ後掲の問い合わせ先にご連絡されたい。

については、関係団体との連携を密にし、当該補助金を活用した更なる検査体制の整備をお願いする。

○各研修の実施に当たる問い合わせ先

(1) 歯科医師の研修：新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取に関する研修

問い合わせ先：厚生労働省医政局歯科保健課

(2) 臨床検査技師の研修：新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査において採取した検体の検査手技の研修

問い合わせ先：一般社団法人日本臨床衛生検査技師会（以下「日臨技」という。）

TEL 03-3768-4722 / FAX 03-3768-6722

E-mail jamt@jamt.or.jp

※ なお、日臨技及び地臨技が協力をして当該研修を実施する場合の具体的な研修方法等については、別添2のとおり日臨技においてとりまとめているため、あわせて参考されたい。

事務連絡
令和2年4月27日

各 (都道府県
保健所設置市
特別区) 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医政局医事課
厚生労働省医政局歯科保健課

新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査のための
鼻腔・咽頭拭い液の採取の歯科医師による実施について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査の件数も増加しており、新型コロナウイルス感染症が拡大している地域においては、今後の感染者数の増加に備えた更なる検査体制の整備が急務となっている。PCR検査については、検査のための検体採取として、鼻腔・咽頭拭い液の採取を行う必要があり、検査体制の整備に当たっては、検体採取業務を行うことができる医師、看護職員又は臨床検査技師の確保が課題の一つとなっている。

こうした中で、新型コロナウイルス感染症が拡大している地域においては、地域の医療提供体制を維持しつつ、更なる検査体制の充実を図る必要があることを踏まえ、4月26日に医道審議会医師分科会及び歯科医師分科会合同による「PCR検査に係る人材に関する懇談会」を開催し、新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取の歯科医師による実施の可否についての法的な整理について検討を行ったところである。

同懇談会での検討の結果を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取の歯科医師による実施の可否についての法的な整理について、下記のとおりとりまとめたので、その内容についてご了知いただくとともに、地域の医師会や歯科医師会をはじめとする関係者へ周知し、時限的・特例的な取り扱いとして、各地域における関係者の連携の下で、必要に応じ、歯科医師の協力を得てPCR検査体制の強化に取り組んでいただくようお願いする。

記

1. PCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取の医行為・歯科医行為該当性について

新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取については、「歯科医行為」ではなく「医行為」に該当するものであり、医師等の資格を有さない歯科医師が反復継続する意思をもって行えば、基本的には、医師法（昭和23年法律第201号）第17条に違反する。

2. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際してのPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の歯科医師による採取の違法性について

違法性阻却の可否は個別具体的に判断されるものであるが、歯科医師は、その養成課程において、感染症対策や口腔領域の構造、検体検査についての教育を受けており、また、口腔領域に加え、口腔と連続する領域である鼻腔や咽頭周囲の治療にも関わっていることを踏まえると、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況下で、検体採取を行う医師、看護職員又は臨床検査技師が確保できないことを理由に必要な検査体制の整備ができないような場合においては、少なくとも下記の条件の下で新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取を歯科医師が行うことは、公衆衛生上の観点からやむを得ないものとして、医師法第17条との関係では違法性が阻却され得るものと考えられる。

- (1) 感染が拡大し、新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の歯科医師による採取を認めなければ医療提供が困難になるという状況であること。具体的には、
 - ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言の期間中又は新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりPCR検査の必要性が増大している状況下で、
 - ・ 地域に設置された地域外来・検査センターにおいて、直ちに検査を行わなければ感染が急速に拡大する等の緊急性を要するという状況で、都道府県協議会や地域医師会等の関係者間で検体採取に必要な医師、看護職員又は臨床検査技師を確保することが困難であること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取に関し必要な研修を受けた歯科医師が実施すること。
- (3) 実施に当たって、歯科医師による検体採取について患者の同意を得ること。

なお、PCR検査の必要性については、医師が医学的に判断すべきものであり、歯科医師がPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取を行うに当たっても、医師の適切な関与の下で行われる必要があること。

3. 研修について

上記2（2）の研修について、具体的な研修内容の例は以下のとおりであること。

- ・ 研修内容：以下の内容を含むものとする。
 - ① 鼻・口腔・咽頭部の解剖
 - ② 新型コロナウイルス感染症に関する基礎知識
 - ③ 新型コロナウイルス感染症に対する感染管理の基本
 - ④ 個人防護具の適切な着脱方法
 - ⑤ PCR検査の基礎知識
 - ⑥ 検体採取方法の実際と検体採取時の留意事項（鼻出血への対応等） 等

※④⑥については、実技研修も実施すること。
（実技研修については、講義と同日でなくてもよいこととする。）
- ・ 研修時間：3時間程度（実技研修の時間も含む。）

4. 厚生労働省による支援

歯科医師の協力を得て行うPCR検査の具体的な実施方法等については、厚生労働省医政局医事課・歯科保健課において必要な助言・協力を行うこととしているので前広に相談されたい。

また、3.の研修については、その内容等を事前に厚生労働省医政局医事課・歯科保健課に報告すること。なお、厚生労働省においてeラーニングを活用した研修についての検討を進めているところであり、追ってお示しすることとしているが、各地域において類似の研修が予定されている場合には当該研修を活用する等、地域の状況に応じて実施することも差し支えないものとする。

新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査において
採取した検体の検査手技の研修について

第1 研修会の開催方法、実施主体

一般社団法人日本臨床衛生検査技師会（以下「日臨技」という。）及び都道府県臨床（衛生）検査技師会（以下「地臨技」という。）が協力をして、都道府県（保健所設置市及び特別区を含む。）が標記の研修を実施する場合に、標記の研修は（1）核酸増幅検査（PCR等）基礎研修及び（2）実地研修により開催し、それぞれ（1）核酸増幅検査（PCR等）基礎研修は日臨技が実施主体となつて、（2）実地研修は都道府県が実施主体となつて、開催するものとする。

ただし、（2）の研修については、都道府県の委託を受け、当該都道府県臨床（衛生）検査技師会（以下「地臨技」という。）が業務の全部又は一部を受託することができる。

第2 受講対象者

都道府県又は医療機関等において、PCR検査のための要員を確保し、体制を整備及び充実するため本研修の受講が望ましいと判断した者

第3 開催方法、開催時期

（1）核酸増幅検査（PCR等）基礎研修

開催方法：Webを活用したオンラインによる基礎研修

開催時期：令和2年6月中に開始実施予定、日臨技ホームページ（URL：[//www.jamt.or.jp/](http://www.jamt.or.jp/)）に掲載し、日臨技ホームページ上で常時配信、聴講可能とする。

（2）実地研修

（1）核酸増幅検査（PCR等）基礎研修の受講修了者を対象として都道府県が順次開催する。

第4 研修の内容、実施方法

（1）核酸増幅検査（PCR等）基礎研修

遺伝子検査の基礎ベースを中心に240分程度実施する（予定）。

〈カリキュラム〉

科目	所要時間	内容
研修会の趣旨説明	30分	オリエンテーション
遺伝子の基礎	30分	新型コロナウイルスに関する遺伝子検査の基礎について
遺伝子検査の実例	60分	遺伝子検査における核酸抽出（RNA抽出）、逆転写反応、核酸増幅検査、結果の判定、安全キャビネットの取り扱い、滅菌、个人防护具の着用、ピペット操作等
各メーカーの遺伝子検査の試薬及び機器の概要	120分	実例を通じて各メーカーの試薬・機器の概要を説明

(2) 実地研修

① 実施方法

(1) 核酸増幅検査 (PCR 等) 基礎研修を修了した者は、都道府県が定める日時及び場所において、関係団体との密な連携のもと、実地研修(実技指導)を実施。

② 実技指導 (例)

都道府県において受講者の実力を勘案しつつ調整する。指導例の一例としては次のようなものが考えられる。

ア 行政検査支援コース (高度な遺伝子増幅検査法 : 1 回 10 名程度)

地衛研などで実施している RT-PCR 検査は難易度が高く訓練内容も高度な内容が必要。そのため大学等の施設や地衛研、保健所などを想定。

(具体的な実施指導内容、項目等)

病原体検出マニュアル 2019-nCoV Ver. 2.9.1 (国立感染症研究所発出) に従って研修を実施。

- ・ 検体の採取と保存
- ・ 材料、機器、器具および試薬、操作上の注意
- ・ RNA の抽出
- ・ 2-step RT-PCR 法、あるいは TaqMan プローブ を用いたリアルタイム one-step RT-PCR 法による遺伝子検査
- ・ 測定結果の判定
- ・ 精度管理
- ・ 試薬調整、個人防護具等の検査環境
- ・ その他必要な事項

イ 機器の新設コース (Lamp 法等やや難易度の低い遺伝子増幅検査法 : 1 回若干名)

LAMP 法等を新たに導入予定の施設に向けた実地研修、LAMP 法の検査機器を保有する施設または大学等での実技訓練 (研修は 1 日を想定)

(具体的な実施指導内容、項目等)

- ・ 検査実施に必要な個人防護具・検査環境・備品等
- ・ 検体の採取・RNA の抽出
- ・ 検査手順と装置の操作方法
- ・ 測定結果の判定
- ・ 精度管理
- ・ その他必要な事項

第 5 受講申込

- ・ (1) 核酸増幅検査 (PCR 等) 基礎研修の受講申込みは、日臨技ホームページの「核酸増幅検査 (PCR 等) 基礎研修会」の専用ページから行う。
- ・ (2) 実地研修は、都道府県等が定める方法で行う。



事務連絡
令和2年6月2日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局医事課
厚生労働省健康局結核感染症課

臨床検査技師に対する新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査
のための鼻腔・咽頭拭い液の採取に関する研修の実施について

新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査については、先般、「感染症発生動向調査事業の活用によるPCR検査の体制強化のための研修の実施について」（令和2年5月25日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）において、

- ・ 歯科医師に対する新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取に関する研修
 - ・ 臨床検査技師に対する新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査において採取した検体の検査手技の研修
- の積極的な実施をお願いしたところである。

臨床検査技師による検体採取については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「改正法」という。）等により、臨床検査技師の業務範囲が見直され、平成27年4月1日から実施できることとなった。また、同法附則第32条第1項の規定により、同日において現に臨床検査技師の免許を受けていた者等が検体採取を行おうとするときには、あらかじめ厚生労働大臣が指定する研修（以下「指定研修」という。）を受けなければならないこととされており、各自が必要に応じて受講することとしているところ、当該指定研修の受講修了者は現在6万人弱に留まり、検査センターや医育機関等の従事者、検体採取を担当業務として行わない者等、個別理由により受講していない臨床検査技師が相当数いるものと推測される。

今般、今後の感染拡大を想定したPCR検査体制の早急な強化に向けて、新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取を実施可能な臨床検査技師を増員するため、特段の理由により指定研修を受講していない者を

対象として、指定研修に比べて、新型コロナウイルス感染症に特化した内容で、所要時間を短縮して行う研修を実施し、当該研修の受講・修了により、新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取を特例的に実施可能とすることとし、下記のとおり整理するとともに、留意事項等を取りまとめた。

については、上記の臨床検査技師に対する新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取に関する研修を感染症予防事業費等国庫負担（補助）金の活用により、地域の臨床検査技師会に対する研修の委託により、可能な限り、都道府県等において実施をお願いする。

なお、本研修の実施に当たっては、各都道府県臨床検査技師会に実施における協力が得られることとなっており、あらかじめ後掲の問い合わせ先に連絡されたい。

記

第一 新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取に関する研修に関する留意事項

- 1 改正法附則第32条第1項の規定により、平成27年4月1日において現に臨床検査技師の免許を受けていた者等が検体採取を行おうとするときには、指定研修を受けなければならないこととされているところ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への体制強化のため、指定研修に比べて、新型コロナウイルス感染症に特化した内容で、所要時間を短縮して行う研修を受講・修了した臨床検査技師において、新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取を特例的に実施可能とする。
- 2 本研修は新型コロナウイルス感染症対策としての検査体制の整備を目的としたものであり、指定研修に比べて、内容や所要時間を限定しているため、上記1に基づいて、本研修を受講した場合であっても、新型コロナウイルス感染症の収束後、検体採取一般を行おうとする場合は、指定研修の受講・修了が必要となる。
- 3 本研修の実施を終了する時期については、新型コロナウイルス感染症の収束状況に鑑み、本事務連絡を廃止する旨の事務連絡を改めて発出することとする。

第二 研修の実施に当たる問い合わせ先

問い合わせ先：一般社団法人日本臨床衛生検査技師会

TEL 03-3768-4722 / FAX 03-3768-6722

E-mail jamt@jamt.or.jp

※ なお、実施する場合の具体的な研修方法等については、別添のとおりとりまとめているため、参考にされたい。

臨床検査技師に対する新型コロナウイルス感染症の診断を目的とした PCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取に関する研修について

第1 研修会の開催方法、実施主体

一般社団法人日本臨床衛生検査技師会(以下「日臨技」という。)及び都道府県臨床(衛生)検査技師会(以下「地臨技」という。)が協力して、都道府県(保健所設置市及び特別区を含む)が表記の研修を実施する場合に、表記の研修は、(1)検体採取の基礎研修及び(2)実地研修により開催し、(1)検体採取の基礎研修については日臨技が実施主体に、(2)実地研修(実技指導)については、都道府県が実施主体となり、開催するものとする。

ただし、(2)の研修については、都道府県等の委託を受け、当該地臨技が業務の全部または一部を受託することができる。

第2 受講対象者

都道府県又は医療機関等において、新型コロナウイルス感染症対策としてPCR検査のために必要な検体採取の要員を確保し、体制を整備及び充実するために本研修の受講が望ましいと判断した臨床検査技師で、日臨技が実施している「検体採取等に関する厚生労働省指定講習会」の未受講者。

ただし、平成28年以降、大学及び養成校等に入学し、臨床検査技師免許を取得した者は新カリキュラムにおいて修得しているため、本研修及び上記指定研修の受講は必要ない。

なお、本研修は新型コロナウイルス感染症対策としての検査体制の整備を目的としたものであり、指定研修に比べて、内容や所要時間を限定しているため、本研修を受講した場合であっても、新型コロナウイルス感染症の収束後、検体採取一般を行おうとする場合は、指定研修の受講・修了が必要となる。

第3 開催方法、開催時期

(1) 検体採取の基礎研修

開催方法: Webを活用したオンラインによる基礎研修

開催時期: 令和2年6月以降に開始実施予定、日臨技ホームページ(URL: [//www.jamt.or.jp/](http://www.jamt.or.jp/))に掲載し、日臨技ホームページ上で常時配信、聴講可能とする。

(2) 実地研修(実技指導)

検体採取の基礎研修の受講修了者を対象として都道府県等が順次開催する。

第4 研修の内容、実施方法

(1) 検体採取の基礎研修

〈カリキュラム〉

科目	所要時間	内容
研修会の趣旨説明	30分	オリエンテーション
新型コロナウイルス感染症とは	40分	・新型コロナウイルス感染症に関する基礎知識 ・新型コロナウイルス感染症に対する感染管理の基本
検体採取の基礎	100分	・鼻腔咽頭からの検体採取の基礎
検体採取の方法	10分	・正しいPPE着脱ならびに検体採取の方法

(2) 実地研修（実技指導）

① 実施方法

WEBによる検体採取の基礎研修を修了した者は、都道府県等が定める日時場所において、関係団体との密な連携のもと、実地研修（実技指導）を実施。

② 実技指導（20分程度）（例）

都道府県等において、オンライン研修を踏まえた研修案を策定するが、指導例の一例を記載する。

ア 自施設において実技指導を受けることができる者

実際に自施設において検体採取を行っている者から実技指導（OJT）を受ける。この場合は指導終了後に、自施設の施設長による証明書の取得を行う。

〈実技内容〉

- ・鼻腔からの検体採取の実際
- ・咽頭からの検体採取の実際
- ・个人防护具の着脱方法
- ・その他

イ 自施設において実技指導を受けることができない者

都道府県等が定める方法にて、検体採取を行っている者から実技指導（OJT）を受ける。この場合は指導終了後に、都道府県等の担当課等による証明書の取得を行う。

〈実技内容〉ア 自施設において実技指導を受けることができる者に倣う。

第5 受講申込

- (1) 検体採取の基礎研修の受講申し込みは、日臨技ホームページの「検体採取の基礎研修会」の専用ページから行う。
- (2) 実地研修は、都道府県等が定める方法で行う。